

(趣旨)

第1条 この要綱は、長浜市が発注する建設工事又は測量・設計及びコンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）に係る入札の透明性及び公平性を確保するため、建設工事等の入札執行に際し、設計違算が生じた場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「設計違算」とは、単価、歩掛等の適用誤り、費用の計上漏れ等により、単価及び金額の記載された設計書を確認しなければ判明しない設計金額の誤りをいう。ただし、積算数量等の不整合は含まないものとする。

(質問回答期日までの対応)

第3条 入札の公告又は指名通知を行ってから質問回答期日までの間に設計違算があることが判明した場合は、入札を中止する。ただし、質問回答期日の午後5時までに設計違算の訂正内容を入札情報公開システムに掲載して入札参加者に周知することができる場合に限り、当該設計違算を訂正したうえで、入札を続行する。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、設計違算を訂正することにより、入札参加資格要件（格付、建設業許可の種別、配置技術者要件等）に変更が生じる場合には、入札を中止する。

3 第1項ただし書の規定により入札を続行する場合には、訂正後の設計内容に基づき、予定価格及び最低制限基準価格又は調査基準価格を設定する。

(開札までの対応)

第4条 質問回答期日の翌日から開札までの間に設計違算があることが判明した場合は、入札を中止する。

(落札決定までの対応)

第5条 開札から落札決定までの間に設計違算があることが判明した場合は、入札を中止する。

2 前項の規定にかかわらず、長浜市建設工事の積算疑義申立てに関する要綱（平成31年長浜市告示第92号。以下この項において「積算疑義申立て要綱」という。）第6条の規定による手続により設計違算があることが判明したときは、積算疑義申立て要綱第8条第2項、同条第3項及び同条第4項の規定によるものとする。

(契約締結までの対応)

第6条 落札決定から契約締結までの間に設計違算があることが判明した場合は、入札を無効とし、落札決定を取り消す。

2 前項の規定にかかわらず、当該設計違算を訂正することにより落札者に変更が生じない場合であつて、当該落札者の合意が得られるときは、入札を有効なものとし、契約手続を続行する。

3 前項の規定により契約手続を続行する場合には、訂正前の設計内容に基づき落札決定及び契約締結を行い、契約締結後に、訂正した設計金額に落札率を乗じて得た額を基準に変更契約を締結する。

(契約締結後の対応)

第7条 契約締結後に設計違算があることが判明した場合は、契約相手方との合意により、契約を解除する。ただし、次の各号のいずれかに該当し、契約相手方の合意が得られる場合は、訂正後の設計金額に落札率を乗じて得た額を基準に変更契約を締結する。

(1) 設計違算を訂正した場合においても落札者に変更が生じないとき。

(2) 設計違算を訂正した場合において落札者に変更が生じるものの、当該契約の履行状況等から、当該契約を解除することが困難であると市長が認めるとき。

2 前項本文の規定により契約を解除する場合において、契約相手方は、当該契約の解除によって生じた損害の賠償を市に請求することができる。

(公表)

第8条 第3条第1項若しくは第2項、第4条又は第5条第1項の規定により入札を中止する場合は、その旨を速やかに入札情報公開システムにより公表するものとする。

2 第6条第1項の規定により落札決定を取り消す場合又は前条第1項本文の規定により契約を解除する場合は、速やかに議会に報告するとともに、報道機関へ情報提供を行うものとする。